

本学構成員によるソーシャルメディア利用ガイドライン

制定 平成 29 年 11 月 1 日

(目 的)

本ガイドラインは、学校法人慈恵大学（以下「大学」という）の学生・教職員など本学構成員がソーシャルメディアを安全かつ適正に利用し、正しい情報を発信するために必要な事項を規定する。

(定 義)

ソーシャルメディアとは、インターネット上で利用者が情報を発信することにより形成されるサービス（Facebook、Twitter、You tube、mixi、Blog、Google+、Line、Instagram、掲示板等）の総称 のことをいう。

(遵守事項)

ソーシャルメディアを利用するにあたり、以下のことを遵守すること。

- 1) 関連する法令及び学内規程を遵守すること。
- 2) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権、商標権等知的財産権を侵害しないこと。
人の肖像画像等については、著作権とは別に被写体となった人の人格権に基づく権利が認められる場合があるため、知的財産権のみならず、こうした人格権にも配慮すること。
- 3) 本学の一員として正しい情報を伝えること。発信する前に、その情報の真偽を検証し、内容に虚偽がないことを確かめること。
- 4) 発信内容に対する責任は、発信者が負うこと。情報発信には大学の運営やイメージに影響を及ぼすことがあるために、本学の構成員であることを自覚すること。
- 5) 誤った情報を発信した場合、直ちにそのことを認め、早急に訂正すること。また、一度公開された情報は削除しても第三者において保存・アーカイブ化され、完全に削除することは困難なことを理解しておくこと。
- 6) 本学に関する情報を発信する場合は、個人的な見解であり、本学からの正式な見解ではないことを明示すること。

7) 次のような情報は発言してはならない。

- (1) 誹謗中傷、名誉棄損、嫌がらせ、脅迫に該当する内容
- (2) 他人のプライバシーに関する内容
- (3) 公序良俗に反する内容
- (4) 人種、民族、言語、政治、宗教、身体、病気、性、思想、信条に関する差別的な内容
- (5) その他、教育・研究目的を逸脱した商業的行為を目的とする情報

8) ソーシャルメディアを介したコンピュータウイルスに注意すること。ソフトやアプリの安易なダウンロードを避け、使用するパソコンやスマートフォンにはセキュリティソフトをインストールし、OS・Web ブラウザー等は最新のものに保つ等の対応を行うこと。

(個人情報及び機密情報の取り扱い)

- 1) 学校法人慈恵大学個人情報保護に関する規程を遵守し、教育及び職務上知り得た守秘義務のある情報（患者情報、研究上の秘密等）は絶対に発信してはならない。これは「公益通報者保護法」に基づく情報発信を排除するものではない。
- 2) 個人情報については、適切な管理を行い、外部への流出防止だけでなく、情報の紛失、破壊、改ざんの危険や外部からの不正なアクセス等の危険に対して、適切かつ合理的なレベルの安全対策を実施し、個人情報の保護に努めること。

(免 責)

本学に所属する一員によるソーシャルメディアでの活動において、何らかの係争に発展した場合、若しくは本学が相応しくないと判断した場合、本学は当該利用者に対して損害賠償等を求めることができる。

(違反行為に対する措置)

- 1) 本ガイドラインを逸脱するような行為があった場合、「東京慈恵会医科大学学則」「東京慈恵会医科大学大学院学則」「学校法人慈恵大学就業規則」により懲戒する場合がある。
- 2) 本学はその品位を守り、社会的責任を果たす目的で、所属する一員のソーシャルメディアでの活動について調査することがある。

附 則

1. このソーシャルメディア利用ガイドラインは、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。